

株式交換に係る事前開示書類の変更事項
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号に基づく変更後の事項
の開示)

2023 年 8 月 25 日
ANAホールディングス株式会社

株式交換に係る事前開示書類の変更事項

2023年8月25日

東京都港区東新橋1丁目5番2号
ANAホールディングス株式会社
代表取締役社長 芝田 浩二

ANAホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年7月10日に、日本貨物航空株式会社（以下「NCA」といいます。）との間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、本株式交換契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することに関して、2023年7月21日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、今般、当該事前開示事項に変更が生じたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書面を備置いたします。

変更事項

1. 「株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）」の変更（変更箇所は下線で表示しております。）

【変更前】

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式交換契約の締結

NCAは、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

② 自己株式の消却

NCAは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、NCAが自己株式として有する全部取得条項付種類株式の全部を消却する予定です。

【変更後】

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式交換契約の締結

NCAは、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

② 自己株式の消却

NCAは、2023年8月25日開催の取締役会の決議により、同日付で、NCAが自己株式として有する全部取得条項付種類株式の全部 (7億9097万3000株) を消却いたしました。

以上